

船舶事故等調査報告書

平成26年3月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第155号
事故等種類	養殖施設損傷
発生日時	平成25年9月15日（日） 08時10分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市日出湾 鳴門市所在の粟田 <sup>あわた</sup> 港北防波堤灯台から真方位072°410m付近 （概位 北緯34°13.6′ 東経134°33.1′）
事故等調査の経過	平成25年10月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	モーターボート <sup>スワロウ</sup> Swallow、5トン未満 273-4753 広島、広島化成株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 養殖施設 桙綱（ロープ）が切断
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、船長が操縦席に座って操船し、同乗者3人が船長の横で見張りを手伝い、平成25年9月15日08時00分ごろ、鳴門市瀬ノ肩鼻沖を北西進中、海上が時化してきたので、陸岸に沿って約400m沖を航行することとした。 本船は、日出湾を西進中、船長が、船首方約50mに黒色のボンデンが見えたので、2～3ノットの対地速力に落として航行中、08時10分ごろ、わかめ養殖施設（以下「本件施設」という。）に進入し、プロペラに本件施設の桙綱（ロープ）が絡まって運航不能となった。 本船は、118番通報を行い、海上保安部から依頼されて来援した漁船船長の指示でロープを切断し、同漁船でマリーナへえい航された。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 5、視界 不良 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の末期 本事故当時には、台風18号が四国沖約600kmにあって時速約30kmで北北西に進んでいた。
その他の事項	船長は、当初、福山港に向けて09時00分ごろ兵庫県南あわじ市福良港を出港する予定であったが、台風18号が接近していることを考えて07時30分ごろに出港した。 船長は、福良港から福山港に向けての航行経験が6～7回あった

	<p>が、陸岸沿いを航行したことはなく、また、海図等で水路調査を行っていなかったため、日出湾に養殖施設が設置されていることを知らなかった。</p> <p>船長は、本件施設の外側に設置されていた黒色のボンデンを視認した際、時化していたので、本件施設の枠網が見えず、同ボンデンをたこつぼ漁のものと思い、同ボンデンに接近して航行した。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、日出湾を西進中、船長が、水路調査を行っていなかったことから、波高約1.5mとなった状況下、船首方約50mに視認した本件施設の黒色のボンデンをたこつぼ漁のものと思い込み、同ボンデンに接近して航行し、本件施設に進入して同施設を損傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、日出湾を西進中、船長が、水路調査を行っていなかったため、本件施設の黒色のボンデンに接近して航行し、本件施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天候の悪化が予想される場合は、出発を見合わせる事。</li> <li>・ヨット・モーターボート用参考図（一般財団法人日本水路協会発行）などにより、養殖施設の設置場所などを確認しておくこと。</li> </ul>